

小松島市競争契約入札心得

(目的)

第1条 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）小松島市契約規則（昭和49年規則第16号）及び小松島市建設工事請負契約約款に関する規則（昭和49年規則第20号）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2条 入札参加者は、市が指示した設計書、図面及び仕様書並びに現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、上記の設計図書を閲覧しなかった者及び現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。

- 2 入札書記載金額は、特に指示のない限り、消費税相当額を除く金額とする。
- 3 入札書及び委任状は、本市指定の様式を使用しなければならない。
- 4 入札書は封筒に入れ、入札参加者の氏名等を表記し、指定された時刻までに提出しなければならないものとし、指定の時刻内に入札書を提出しない者は、入札を棄権したものと取り扱う。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、入札書を一旦提出した後（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後）は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書は不要とする。
- 7 代理人等が入札する場合の記入例

代理人の場合

住所			
商号又は名称			
代表者	氏名		
代理人	氏名	印	

復代理人の場合

住所			
商号又は名称			
代表者	氏名		
代理人	氏名		
復代理人	氏名	印	

(入札の辞退)

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り、辞退届を提出することができる。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っては、ならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札取り止め等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1者のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

3 入札は、本市の都合により取りやめることがある。

(入札が無効となる事項)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 記名押印のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

(2) 入札事項を表示せず、若しくは記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(3) 同一事項に対してした2通以上の入札

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(6) 入札金額を訂正した入札及び入札年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

(7) 明らかに連合によるものと認められる入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第6条 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（設計金額が500万円未満のときは、免除する場合がある。）

2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前払金の特約)

第7条 請負金額200万円以上及び受託金額が500万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内（業務委託にあつては10分の3以内）の前払いをすることができる。ただし公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規程による保証事業会社の保証がない場合は、前金払いをしない。

2 請負金額が200万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前払金をすることができる。この場合においては、前項ただし書きの規定を準用する。

(最終改正 令和4年6月1日)